

金サービス系

第28条<キャッシングサービス>

会員は以下のいずれかの方法によりキャッシングサービスを受けることができます。

- 当社および提携する金融機関等の現金自動支払機（以下「CD」という）、現金自動預払機（以下「ATM」という）でカードおよび暗証番号を用いて利用する方法。
- 会員が当社指定の窓口で電話またはインターネットを通じて申し込みする方法。
- マスターカード・ワールドワイド、ビザ・ワールドワイドまたはJCBと提携した金融機関等で所定の手続きをされる方法。
- その他当社所定の方法。

第29条<キャッシングサービスの資金使途は自由とします。>

第29条<キャッシングサービスの支払方法>

- キャッシングサービスご利用によるお支払方法はご利用の都度一括払いまたはリボルビング払いをご指定いただけます。
- 一括払いは、締切日までのご利用について、翌月約定支払日に融資残高および利息を一括でお支払いいただきます。
- リボルビング払いご利用による融資残高および利息のお支払い方法は残高スライド元利額返済（リボルビング方式）とし、締切日のご融資残高に応じて、下表の「キャッシングサービスリボルビング払いお支払額のご案内」に定める支払方式の利用時スライドコースに基づきお支払いいただきます。
4. 会員が申し出をされ、当社が認めた場合は一括払いのご利用を以下のリボルビング払いもしくはカードローンサービスに変更することができます。

- リボルビング払いへの変更は、UCSゴールドカード、UCS WALKカード、UCSカルワザカード、UCSカード（UCS WALKカードまたはUCSカルワザカードから更新時等にUCSカードに切替させていただいたカードのみ）が対象となります。
- カードローンサービスへの変更は、UCSカード（UCS WALKカードまたはUCSカルワザカードから更新時等にUCSカードに切替させていただいたカードは除く）、モリエカード、中京大学UCSカード、UCSへいあんカード、友和会カード、名城UCSカード、UCS CARDドライブアイド、HANDAカード、UCSドラゴンズカード（以下、「指定カード」という）が対象となります。

- 当社の定める方法により会員が申し出された場合は支払方式変更、ボーナス加算払い、加算額の変更等を行うことができます。
- 当社および当社の提携先のCD、ATMでキャッシングサービスをご利用いただいた場合、ご利用1回ごとに融資金と利息とは別に、当社所定のATM手数料（利用金額10,000円以下は108円（税込）、10,001円以上は216円（税込））をお支払いいただきます。なお、この場合の支払方法は本規約第8条に準ずることとします。

- 利息は第1回目のお支払についてはご利用日の翌日から第1回目約定支払日までを、第2回目以降のお支払については毎月締切日の融資残高に対して、前回約定支払日の翌日から次回約定支払日までを1年を365日とした日割り計算にて、うるう年は1年を366日とした日割り計算にて算出します。利息の計算方法は下表の「キャッシングサービス利息の計算方法」とします。
- 増額支払いまたは残金全額支払いとは当社の定めた方法により会員が申し出された場合には、支払方式変更、ボーナス加算払い、加算額の変更等を行うことができます。
- 当社および当社の提携先のCD、ATMでカードローンサービスをご利用いただいた場合、ご利用1回ごとに融資金と利息とは別に、当社所定のATM手数料（利用金額10,000円以下は108円（税込）、10,001円以上は216円（税込））をお支払いいただきます。なお、この場合の支払方法は本規約第8条に準ずることとします。

- 融資利率は下表の「キャッシングサービス融資利率のご案内」とします。

●キャッシングサービスリボルビング払いお支払額のご案内

締切日（毎月15日）のご利用残高	月々の支払額		
	標準コース	利用時スライドコース	長期コース
1~100,000円	5,000円	5,000円	3,000円
100,001~200,000円	10,000円	10,000円	6,000円
200,001~300,000円			9,000円
300,001~400,000円	20,000円	15,000円	12,000円
400,001~500,000円			15,000円
500,001~600,000円			18,000円
600,001~700,000円	30,000円	20,000円	21,000円
700,001~800,000円			24,000円
800,001~900,000円	40,000円	25,000円	27,000円

- ※支払方式が標準コースおよび長期コースの場合、ご利用の有無にかかわらず締切日における融資残高によりお支払額が変動します。
- ※支払方式が利用時スライドコースの場合、新たなご利用があったときの締切日における融資残高により、お支払額が変動します。新たなご利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。
- ※お支払額が上記該当お支払額に満たない場合は全額となります。
- ※月々のお支払額に利息が含まれております。
- ※利息が上記該当お支払額を超える場合の約定お支払額は約定支払日までの利息全額とします。
- ※長期コースへの支払方式変更は平成19年12月18日までの取扱となります。
- ※標準コースへの支払方式変更は、平成20年9月23日までの取扱となります。

- キャッシングサービス利息の計算方法
- ご利用額（ご利用残高）×利率（実質年率）×ご利用日数（ご利用日の翌日よりお支払日まで）÷365日（1年を365日、うるう年は366日で算出）

●キャッシングサービス融資利率のご案内

名称	融資利率
キャッシングサービス一括払い	18.00%（実質年率）
キャッシングサービスリボルビング払い	18.00%（実質年率）

第30条<カードローンサービス>

指定カードの会員は、以下のいずれかの方法によりカードローンサービスを受けることができます。

- 当社および提携する金融機関等のCD、ATMでカードおよび暗証番号を用いて利用する方法。
- 会員が当社指定の窓口で電話またはインターネットを通じて申し込みする方法。
- その他当社所定の方法。

- カードローンサービスの資金使途は自由とします。
- 第31条<カードローンサービスの支払方法>
- カードローンサービスご利用による融資金および利息のお支払方法は残高スライド元利額返済（リボルビング方式）とし、締切日のご融資残高に応じて、下表の「カードローンサービスお支払額のご案内」に定める利用時スライドコースに基づきお支払いいただきます。

- 当社の定めた方法により会員が申し出された場合は、支払方式変更、ボーナス加算払い、加算額の変更等を行うことができます。
- 当社および当社の提携先のCD、ATMでカードローンサービスをご利用いただいた場合、ご利用1回ごとに融資金と利息とは別に、当社所定のATM手数料（利用金額10,000円以下は108円（税込）、10,001円以上は216円（税込））をお支払いいただきます。なお、この場合の支払方法は本規約第8条に準ずることとします。

- 利息は第1回目のお支払についてはご利用日の翌日から第1回目約定支払日までを、第2回目以降のお支払については毎月締切日の融資残高に対して、前回約定支払日の翌日から次回約定支払日までを1年を365日とした日割り計算にて、うるう年は1年を366日とした日割り計算にて算出します。利息の計算方法は下表の「カードローンサービス利息の計算方法」とします。
- 増額支払いまたは残金全額支払いとは当社の定めた方法により会員が申し出された場合には、支払方式変更、ボーナス加算払い、加算額の変更等を行うことができます。
- 当社および当社の提携先のCD、ATMでカードローンサービスをご利用いただいた場合、ご利用1回ごとに融資金と利息とは別に、当社所定のATM手数料（利用金額10,000円以下は108円（税込）、10,001円以上は216円（税込））をお支払いいただきます。なお、この場合の支払方法は本規約第8条に準ずることとします。
- 融資利率は下表の「カードローンサービス融資利率のご案内」とします。

●カードローンサービスお支払額のご案内

締切日（毎月15日）のご利用残高	月々の支払額			
	標準コース	利用時スライドコース	長期コース	中期コース
1~100,000円	5,000円	5,000円	3,000円	10,000円
100,001~200,000円	10,000円	10,000円	6,000円	
200,001~300,000円			9,000円	
300,001~400,000円	20,000円	15,000円	12,000円	15,000円
400,001~500,000円			15,000円	
500,001~600,000円			18,000円	
600,001~700,000円	30,000円	20,000円	21,000円	20,000円
700,001~800,000円			24,000円	
800,001~900,000円	40,000円	25,000円	27,000円	

※支払方式が標準コース、長期コースおよび中期コースの場合、ご利用の有無にかかわらず締切日における融資残高によりお支払額が変動します。

- ※支払方式が利用時スライドコースの場合、新たなご利用があったときの締切日における融資残高により、お支払額が変動します。新たなご利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。
- ※お支払額が上記該当お支払額に満たない場合は全額となります。
- ※月々のお支払額に利息が含まれております。
- ※利息が上記該当お支払額を超える場合の約定お支払額は約定支払日までの利息全額とします。
- ※中期コースへの支払方式変更は平成19年3月15日までの取扱となります。
- ※長期コースへの支払方式変更は平成19年12月18日までの取扱となります。
- ※標準コースへの支払方式変更は、平成20年9月23日までの取扱となります。

●カードローンサービス融資利率のご案内

名称	融資利率
カードローンサービス	18.00%（実質年率）

- カードローンサービス利息の計算方法
- ご利用額（ご利用残高）×利率（実質年率）×ご利用日数（ご利用日の翌日よりお支払日まで）÷365日（1年を365日、うるう年は366日で算出）

第32条<書面の交付に関する同意>

当社が、貸金業法第77条および同法第十八条に基づき交付する書面（電磁的交付によるものを含む）を、金融サービスのご利用・返済の都度交付するか、または、毎月一括記載により交付するかを任意に選択できることおよび貸付けの際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、会員（申込者を含む）は、あ

らかじめ同意するものとします。なお、毎月一括記載による交付に同意されない場合、当社は、金融サービスのご利用を制限または中止することがあります。

- 前項の書面に記載する、返済期間、返済回数および返済金額は、当該書面に記された内容以外に金融サービスのご利用またはご返済がある場合、変動することがあります。

第33条<収入証明書の提出>

- 会員は、当社から源泉徴収票等の資力を明らかにする書面（以下「収入証明書」といいます）の提供を求めらるることにに関して、以下の内容に同意します。
- 会員は、収入証明書の提出を求められたときは、これに応ずること。
 - 提出された収入証明書の内容を当社が確認することおよび返済能力の調査に使用すること。
 - 提出された収入証明書は会員に返却できないこと。
 - 収入証明書の提出に応じていただけないとき、あるいは当該書面の内容および返済能力の調査結果によっては、キャッシングサービスおよびカードローンサービスの利用を停止、または利用可能枠を減額する場合があります。

●本規約対象カード

- UCSカード、UCSゴールドカード、UCS CARDドライブアイド、モリエカード、モリエゴールドカード、友和会カード、UCSへいあんカード、中京大学UCSカード、名城UCSカード、UCSカルワザカード、UCS WALKカード、HANDAカード、UCSドラゴンズカード
- 各カードの年会費は以下の通りです。

	年会費 無料
UCSカード、モリエカード、中京大学UCSカード、UCSへいあんカード、友和会カード、名城UCSカード、UCSカルワザカード、UCS WALKカード、HANDAカード	年会費 本人会員3,240円（税込） 家族会員1,080円（税込）
UCSゴールドカード（初年度無料）、モリエゴールドカード（初年度無料）	年会費 本人会員1,620円（税込） 家族会員1,080円（税込）
UCS CARDドライブアイド（初年度無料）	年会費 本人会員300円（税込） 家族会員300円（税込）
UCSドラゴンズカード	年会費 本人会員300円（税込） 家族会員300円（税込）

【お問い合わせ・相談窓口】

- 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店へお尋ねください。
- お支払い、本規約第27条のお支払停止の抗弁権に関する書面については、株式会社UCS お客様相談室までお尋ねください。TEL 492-8686 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 TEL 0587-30-5000
- 当社の貸金業務にかかわる指定紛争解決機関は以下のとおりとなります。
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター
【所在地】〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15
【電話番号】 TEL 03-5739-3861

個人情報収集・保有・利用・提供に関する同意事項

第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）

カードお申込みおよび会員（以下「会員」という）は、本契約（本同意事項を含む、株式会社UCS（以下「当社」という）とのクレジットカード発行契約をいう）を含む当社との各取引および与信判断および与信後の管理（以下、「与信業務」という）のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講

じたうえで収集・保有・利用することに同意します。

- 所定の申込書等に会員等が記載した会員等の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、居住状況、Eメールアドレス、その他会員等が申告した事項およびその変更事項
- 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、契約を特定するに足りる番号・記号、その他の符号、契約の数量、単位等契約に関する情報、債務のうち会員が1年間に支払うことが見込まれる額およびその他クレジット取引に伴う購入店や数量等の購買情報等の情報
- 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
- 本契約に関する会員等の支払能力・返済能力を調査するためまたは支払途上における支払能力・返済能力を調査するため、会員等が申告した会員等および配偶者の資産、負債、収入、支出、会員等が提出した源泉徴収票等収入証明書の内容、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
- 会員等との通話情報
- 官報や電報帳等一般に公開されている情報
- 「犯罪収益移転防止法」、「貸金業法」および「割賦販売法」に基づいて、会員等の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報
- 本申込みに関する与信業務および本人確認のため、当社が必要と認めた場合には、会員等の住民票等を当社が取得し、利用することにより得た情報

- 当社が本契約に関する与信業務の一部または全部を委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1項より収集した個人情報や当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が利用することとなります。
- 与信業務の一部または全部について委託先企業は以下のとおりです。
 - イー・シー・エス債権管理回収株式会社
 - ジービーエヌ債権回収株式会社
 - ジャックス債権回収サービス株式会社
 - ニッパ債権回収株式会社
 - オリファサービス債権回収株式会社
- 当社が当社の事務（コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1項より収集した個人情報や当該業務委託先に預託することがあります。

第2条（個人情報の利用）

- 会員等は、当社が下記の目的のために第1条第1項(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の個人情報を利用することに同意します。
- 当社の事業における宣伝物・印刷物の送付、架電等の営業案内のために利用する場合
 - 当社の事業におけるマーケティング活動・商品開発のために利用する場合
 - 当社以外の宣伝物・印刷物の送付等を当社が認めた外部から受託し行うために利用する場合
 - 当社が会員に対して貸付の契約に係る勧誘を行う場合
なお、(1)、(2)の当社の事業内容はクレジットカード事業、包括信購入あっせん事業、前払式支払手段事業、ショッピングクレジット事業、融資事業、融資代行事業、保険代理店事業、通信販売事業、旅行事業、リース事業、財産形成事業、住宅ローンの仲介事業、レンタカー事業、資金移動事業、その他会社の目的として登記している事業および上記の事業に附帯する事業です。

第3条（個人情報の開示・利用）

- 個人銀行個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員等および当該会員等の配偶者の個人情報登録されている場合には、割賦販売および貸金業法等により、会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限りそれを利用することに同意します。
- 会員等および当該会員等の配偶者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下

表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員等および当該会員等の配偶者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。なお、当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

- 株式会社シー・アイ・シー（CIC）
（割賦販売および貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト15階

お問い合わせ先：0120-810-414
ホームページアドレス：http://www.cic.co.jp/
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- 株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
お問い合わせ先：0120-441-481
ホームページアドレス：http://www.jicc.co.jp/
※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

項目	会社名および登録期間	
	株式会社シー・アイ・シー	株式会社日本信用情報機構
①本規約に係る申込をした事実	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間を超えない期間	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間を超えない期間
②本規約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内	契約期間中および本債務を完済した日から5年を超えない期間
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間	当該事実の発生日から5年を超えない期間（ただし、延滞情報については、延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間）

- 当社が加盟する個人信用情報機関が提供する個人信用情報機関は、株式会社シー・アイ・シーについては下記(1)、(2)、株式会社日本信用情報機構については下記(1)、(3)となります。

- 全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
お問い合わせ先：03-324-5020
ホームページアドレス：http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- 株式会社日本信用情報機構
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
お問い合わせ先：0120-441-481
ホームページアドレス：http://www.jicc.co.jp/
※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

- 株式会社シー・アイ・シー（CIC）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト15階

お問い合わせ先：0120-810-414
ホームページアドレス：http://www.cic.co.jp/
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

2. 2項に記載されている個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。
 - 株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報および会員等に配偶者がある場合当該の婚姻関係に関する情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量、回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等。
 - 株式会社日本信用情報機構
会員等に係る本契約に基づく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）および会員等とその配偶者との婚姻関係に係る情報、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等）および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）

- 会員等は本契約について支払停止の抗弁の申出がなされていることが、加盟する指定信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該指定信用情報機関および提携する他の指定信用情報機関の加盟会員に提供されることに同意します。
- 第4条（個人情報の共同利用）
- 会員等は、当社および下記に掲げるユニークグループ企業（以下「ユニークグループ」という）が第1条第1項(1)、(2)の個人情報を保護措置を講じたうえで以下の目的により共同して利用すること（以下「共同利用」という）に同意します。
- ポイントサービスの提供等のため
 - ユニークグループが取扱う商品・役務等の開発および市場調査（マーケティング調査やアンケート調査等）のため
 - ユニークグループが取扱う商品・役務等の営業企画等のご案内のため

●ユニークグループ

- ユニークグループ・ホールディングス株式会社
- ユニー株式会社
- 株式会社サークルKサンクス
- 株式会社サミー
- 株式会社パルモ
- その他上記以外のユニークグループ企業

- ユニークグループについては、当社ホームページに掲載しております。
- 上記1項の提供・利用期間は、原則として本契約終了日から5年以内とします。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

- 会員等は、当社および第3条で記載する個人信用情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- 当社が保有する自己に関する個人情報ならびに第4条に関する個人情報の開示を求める場合には、第8条記載の窓口と連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。
 - 第3条で記載する個人信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。
 - 株式会社シー・アイ・シー（CIC）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
新宿ファーストウエスト15階

- 万一、当社の登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は、すみやかに訂正または削除に応じるものと

します。

第6条（本同意事項に不同意の場合）

当社は、会員等が本契約の必要な記載事項（申込書表面で会員等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意事項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約の申込みをお断りすることがあります。ただし、本同意事項第2条または第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約の締結をお断りすることはありません。

- 本同意事項（利用・共同利用中4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、共同利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、共同利用を中止する措置をとります。ただし、利用明細書等業務上必要な書類に同封される宣伝物・印刷物については、この限りではありません。

第8条（お問い合わせ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除の会員等の個人情報に関するお問い合わせや利用・共同利用中止の申出等に関する申し立ては、下記の当社お客様相談室までお願いします。
〒492-8686 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
お客様相談室 TEL：0587-30-5000

第9条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条および第3条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

UCSカード盗難保障制度規約

第1条（損害の補償）

会員は、株式会社UCS（以下「当社」という）が発行するカードが紛失・盗難等により、保障期間中に他人に不正使用された場合、これにより被った損害の補償を本規約に従い受けることができます。

第2条（保障期間）

- 本制度の保障期間は本制度加入の日から1年間とします。
- 本制度への加入は、カード入会と同時に自動的に加入するものとし、会員資格を喪失するまでの間毎年自動的に更新します。

第3条（カードの紛失・盗難等の届出と損害の補償範囲）

会員は当社から貸与を受けたカードを紛失したり盗難等にあったときは、直ちに当社に電話などにより連絡のうえ当社および最寄りの警察へそれぞれ「紛失・盗難届」を提出していただきます。なお、会員は当社が事故の防止や究明を目的として必要と認めた事項を警察へ届出することに同意していただきます。

- 会員は、カードの紛失・盗難等による損害が発生したときは、当社が請求する書類を遅延なく当社に提出していただきます。また、当社および当社の委託を受けた者がその損害状況などの調査を行う場合は、会員はこれに協力していただきます。

3. カードの紛失・盗難等の事由により第三者に利用された損害は、当社の定めるところにより、その損害額の全部もしくは一部が補償されます。

第4条（補償されない損害）

- 会員は、第3条の定めに関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、その損害について補償を受けることができません。
- ①会員の故意または重大な過失に起因する損害。
 - ②会員の家族、同居人、留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする方など、会員の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用した場合。
 - ③本規約第3条の紛失・盗難などの連絡を当社が受理した日の6.1日以前に生じたカード紛失・盗難等に起因する損害。
 - ④戦争・地震など著しい混乱に乗じて行われた紛失・盗難等に起因する損害。

⑤UCSカード会員規約第13条およびenta CARD会員規約第12条に定める退会ならびに会員資格の取消がされた以降の紛失・盗難等に起因する損害。

⑥会員が、UCSカード会員規約第2条およびenta CARD会員規約第2条に違反している状況において、紛失・盗難が生じた場合。

⑦UCSカード会員規約第4条第2項およびenta CARD会員規約第4条第2項に該当した場合。

⑧カード署名欄に自署でサインがなされていない場合。

⑨会員が、本規約に違反している場合、または違反している状況で生じた紛失や盗難の場合。

⑩会員が当社および保険会社の請求する書類を提出しなかったり、当社および保険会社が行う被害状況の調査に協力しない場合。

⑪会員が、不正使用が発生、もしくは発生のおそれがあるカードに対して当社からのカードの回収や会員番号の異なるカードの再発行の求めに応じずその後の当該事由により不正使用が発生した場合。

⑫会員規約にある年会費の支払を怠ったとき以降の紛失・盗難等に起因する損害。

第5条（損害補償の手続・調査）

会員は、カードの紛失・盗難等による損害を知ったときは30日以内に損害状況などを記入した損害報告書、警察署の盗難届出証明書または被害届出証明書など、当社および保険会社が定める書類を当社および保険会社に提出するものとします。

- 当社および保険会社が本条第1項の損害状況などの調査を行う場合、会員はこれに協力するものとします。

株式会社UCS

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

TEL:0587-30-5000

登録番号 東海財務局長(8)第00108号

日本貸金業協会会員 第002839号